

令和6年度第1回はい作業主任者技能講習のご案内

群馬労働局長登録教習機関 登録番号 第2号

(登録有効期間 令和11年3月30日迄)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷《小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。》の集団をいう。）のはい付け又ははいくずしの作業を行う場合には、事業者は「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない旨規定されております。

当支部では、登録教習機関として群馬労働局長の登録（登録番号 第2号）を受け、はい作業主任者資格を得たい方のために、下記のとおり講習を開催いたしますので、貴事業場で希望者がございましたら、受講されますようお願い申し上げます。

なお、本講習は、受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、中止する場合がございます。

記

1. 実施日時

令和6年7月 9日（火） 午前9時00分～午後5時10分

令和6年7月10日（水） 午前9時00分～午後4時00分（修了試験を含む）

2. 実施場所

群馬県交通運輸会館 2階 第1研修室（前橋市野中町322-1 ☎ 027-261-0244）

3. 受講資格

はい付け、はいくずしの作業に、3年以上従事した経験を有する者

4. 定 員

60名（定員になり次第締め切ります。）

5. 受講料等

会 員 受講料9,900円（税込）・テキスト代は当支部負担

非会員 受講料9,900円（税込）・テキスト代1,595円（税込）

6. 申込受付期間

令和6年6月18日（火）から6月28日（金）まで（土日祝祭日を除く）

但し、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

（電話・FAX等による予約には、一切応じられません。）

7. 申込方法

受講希望者は、当支部所定の申込書に所要事項を記入（経験証明及び受講者氏名の自署が必要）し、証明写真（撮影部分が縦3.0cm×横2.4cm、正面、無帽、上三分身、無背景、3か月以内に撮影されたもの）1枚、自動車運転免許証のコピー1枚（原本を講習初日に提示いただきます。なお、現住所が自動車運転免許証に記載の住所と異なる場合は、本籍及び個人番号が記載されていない公的証明書の原本、例えば本籍及び個人番号未記載の住民票等を添付して下さい。）及び受講料等を添え、申込受付期間内に当支部宛持参又は現金書留による郵送にてお申し込み下さい。申込書等の送付を希望する方は、当支部へご連絡願います。（☎ 027-261-0244）

なお、講習実施日（第1日目）の7日前までに申し込みの取り消しがない場合は、受講料等を返還いたしませんのでご注意下さい。